

覚 書

沼田市教育委員会（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、雑誌スポンサー制度に関し、以下のとおり覚書を締結する。

（雑誌購入費用の負担）

第 1 条 乙は、沼田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、乙が寄贈する次の雑誌の代金を負担する。

雑誌タイトル（出版社）

- 2 乙は、前項の購入代金を甲が指定する雑誌納入事業者に直接支払うものとする。
- 3 支払に必要な一切の費用は、乙の負担とする。
- 4 期間の延長に当たっては、第 2 項及び前項の規定を毎年度行うものとする。

（情報発信の方法）

第 2 条 甲は、乙が購入代金を負担した雑誌のタイトルサイン周辺又は最新号カバー表紙にスポンサー名を表示する。

- 2 乙は、雑誌架に B5 サイズまでの大きさの範囲で情報発信シートを作成する。その内容は、図書館の公共性、品位及び信頼を損なうおそれがなく、公共の場である図書館内に表示するにふさわしいものとする。
- 3 雑誌の配架場所は、図書館が決定する。

（情報発信期間）

第 3 条 乙が情報発信を行える期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了の 3 箇月前までに甲乙いずれかの書面による本覚書に解約の意思表示がないときは、自動的に延長されるものとする。

（スポンサーの責務）

第 4 条 乙は、乙が作成した情報発信シートの内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 乙は、情報発信シートの内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び内容等に関わる全ての権利処理が完了していることを甲に保障するものとする。
- 3 第三者からの情報発信シートの内容に関連する苦情の申し立て又は損害賠償の請

求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

(定めのない事項に関する疑義)

第5条 本覚書及び実施要綱に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 沼田市下之町888番地
沼田市教育委員会
教育長

乙